

令和5年度 私債権等管理支援事業の進捗 及び 令和6年度 の取組みについて

1

収納対策本部 私債権等検討部会

1. 令和5年度 私債権等管理支援事業の進捗状況

(1) 私債権及び非強制徴収公債権（以下「私債権等」という。）の収入未済額の推移

令和2年度当初	令和3年度当初	令和4年度当初	令和5年度当初
7.4億円	7.2億円	7.1億円	7.0億円

(2) 法律相談の実施

生活保護費返還金、国民健康保険給付費返納金、学童クラブ利用料等延べ433件（令和5年12月現在）の相談に回答

(3) 生活保護廃止世帯（高額案件）の対応方針を検討

生活保護を廃止となった世帯のうち、高額の債務者を対象として、70世帯（令和5年12月現在）の今後の対応方針を弁護士が個別検討

(4) 研修の実施

テーマ：「債権管理の全体像／効果的な督促・催告の実施について」

実施日：令和5年9月1日、5日（同内容2回実施）

参加者：私債権等所管16課から計26名の債権管理担当者等が受講

1. 令和5年度 私債権等管理支援事業の進捗状況

(5) 専決処分規程及び私債権等管理条例の改正案の具体的検討・提案内容

① 専決処分規程の改正

- ・ 債権額 140万円以下の訴えの提起を区長の専決処分で可能に
 - ・ 他の20区は、専決処分で訴えの提起が可能（可能額平均＝275万円）
- ⇒ 支払督促や訴えの提起が容易になることにより **「取るべきものは取る」**

② 私債権等管理条例の改正

- ・ 「徴収停止後の債権放棄」規定の要件緩和
※債務者が所在不明、債権額が少額等の理由により徴収停止を決定した1年後、なお債務者が無資力でなければ債権放棄できない旨の規定を削除
 - ・ 「相続人不存在等の債権放棄」規定の新設
※相続放棄等により相続人不存在の場合に債権放棄できる規定を新設
- ⇒ 債権放棄の要件緩和・新設により **「落とすべきものは落とす」**

※令和6年度から実施予定の弁護士による催告等の実績を示し、区議会の状況等を踏まえ、専決処分規程及び私債権等管理条例の改正を提案したい。

2-1. 令和6年度私債権等管理支援事業の取組方針

(1) 弁護士による催告の実施 **NEW!** (⇒P5)

困難案件100件を選定し、弁護士が催告を実施

(2) 法的措置の実施 **NEW!**

悪質滞納者には、弁護士を代理人として、支払督促、訴訟等の法的措置を実施

(3) 研修の実施

① 集合研修

弁護士を講師とする研修を債権管理担当者向けに実施（同内容を2回実施）

② e-ラーニング **NEW!**

令和6年7月頃に全庁配信予定

(4) 法律相談の実施

私債権等所管課へ年間120件の弁護士による法律相談を実施

2-2. 令和6年度 弁護士による催告の実施について **NEW!**

5

(1) 催告の概要

困難案件100件を選定し、**弁護士が文書・電話・訪問の催告及び納付交渉を実施**
⇒ 弁護士催告のインパクトにより、今まで区職員からの催告に無反応であった債務者が反応し、**自主納付へと繋げる**ことが目的

(2) 催告の流れ

